

旭川中央警察署庁舎等整備事業
事業契約書（案）

令和 7 年 4 月 8 日

北 海 道

旭川中央警察署庁舎等整備事業
事業契約書

- 1 事業名 旭川中央警察署庁舎等整備事業
- 2 事業場所 北海道旭川市 7 条通 1 0 丁目ほか
- 3 事業期間 自 北海道議会の議決のあった日
至 令和 2 6 年 3 月 3 1 日
- 4 契約金額 金●円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額●円）に本契約条項別紙 6 に基づき算定した金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額

内訳 （1）施設整備業務に関する対価

金●円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額●円）に本契約条項別紙 6 に基づき算定した金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額

（2）総括管理業務及び維持管理業務に関する対価

金●円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額●円）に本契約条項別紙 6 に基づき算定した物価変動による増減額等を加算した額

- 5 契約保証金 本契約条項第 6 0 条に定めるとおり

上記の事業について、北海道と●は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定による北海道議会の議決のあったときに、本契約となる。

本契約の締結日は、北海道議会における本契約議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

この契約締結の証として本書を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

道 北海道
北海道警察本部長 伊藤 泰充

事業者 [住所]
 [事業者名]
代表取締役 ●

旭川中央警察署庁舎等整備事業
事業契約条項

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (事業日程)	1
第4条 (事業概要)	1
第5条 (善良なる管理者の注意義務)	1
第6条 (事業者の資金調達)	2
第7条 (事業対象地等の使用)	2
第8条 (許認可、届出等)	2
第9条 (第三者の使用)	2
第2章 施設整備業務	3
第1節 設計業務.....	3
第10条 (設計・建設に係る各種調査)	3
第11条 (道による先行解体工事)	4
第12条 (設計責任者の設置及び業務計画書(設計)の提出)	4
第13条 (本施設等の設計)	4
第14条 (設計の完了)	4
第15条 (設計の変更)	5
第16条 (設計図書及び完成図書等の著作権)	6
第2節 建設業務.....	6
第17条 (本施設等の建設等)	6
第18条 (工事記録の備置)	7
第19条 (工事監理者)	7
第20条 (建設工事に伴う近隣対応・対策)	7
第21条 (工事の中止)	8
第22条 (設計・建設期間の変更)	8
第23条 (設計・建設期間の延長等による費用等の負担)	9
第24条 (什器備品の調達設置)	9
第3節 損害の発生等	10
第25条 (設計・建設期間中に第三者に及ぼした損害)	10
第26条 (不可抗力による本施設等に生じた損害等)	11
第4節 本施設等の完成及び引渡し	11
第27条 (事業者による竣工検査等)	11

第28条	(道による本施設等の完成検査)	11
第29条	(道による完成検査通知書の交付)	12
第5節	本施設等の道への引渡し・所有権移転	12
第30条	(事業者による道への引渡し・所有権移転)	12
第31条	(契約不適合責任)	12
第32条	(本施設等の引渡し遅延)	14
第6節	解体業務	14
第33条	(解体対象施設の解体)	14
第34条	(解体設計業務の実施)	15
第35条	(解体工事業務の実施)	15
第36条	(解体対象施設の契約不適合)	15
第37条	(解体業務の損害の発生等)	15
第38条	(解体業務の完了)	16
第3章	総括管理業務	16
第39条	(業務責任者)	16
第40条	(緊急時の対応)	16
第41条	(準備業務)	16
第42条	(日常管理業務)	17
第43条	(その他の管理業務)	17
第44条	(セルフモニタリング(自己監査)の実施)	17
第45条	(施設の使用)	18
第46条	(総括管理)	18
第47条	(第三者に損害を及ぼした場合の措置)	18
第4章	維持管理業務	19
第48条	(業務責任者)	19
第49条	(事業計画書等)	19
第50条	(業務報告書)	19
第51条	(道との調整)	20
第52条	(維持管理業務開始の遅延)	20
第53条	(緊急時の対応)	20
第54条	(施設の使用)	20
第55条	(維持管理)	20
第56条	(その他施設の契約不適合)	21
第57条	(維持管理に伴う近隣対応・対策)	21
第58条	(第三者に損害を及ぼした場合の措置)	21
第5章	履行保証	22
第59条	(本事業に関する履行保証)	22
第6章	事業者の収入	22

第1節 サービス対価の支払手続	22
第60条 (支払対象となるサービス)	22
第61条 (サービス対価の支払)	23
第62条 (既払サービス対価の返還)	23
第2節 モニタリング	23
第63条 (モニタリングの実施)	23
第7章 契約期間及び契約の終了	24
第64条 (契約期間)	24
第65条 (本事業の終了手続き)	24
第66条 (施設の状態の検査)	24
第67条 (物件の処置)	25
第68条 (事業者の債務不履行の場合の損害賠償)	25
第69条 (事業者の債務不履行等による契約の解除)	25
第70条 (本施設等所有権移転前の解除の効力等)	26
第71条 (総括管理業務・維持管理業務開始後の解除の効力等)	28
第72条 (道の債務不履行)	29
第73条 (道による任意の解除)	29
第74条 (第三者に帰責事由がある場合)	29
第75条 (契約が解除された場合の道の債務の支払条件)	30
第8章 法令変更	30
第76条 (通知の付与)	30
第77条 (協議及び追加費用・損害の負担)	30
第78条 (法令変更による契約の終了)	31
第9章 不可抗力	31
第79条 (不可抗力への対応)	31
第80条 (通知の付与)	31
第81条 (協議及び追加費用の負担)	32
第82条 (不可抗力による契約の終了)	32
第10章 その他	32
第83条 (協議)	32
第84条 (道による債務の履行)	32
第85条 (契約上の地位の譲渡)	33
第86条 (財務書類の提出)	33
第87条 (秘密保持)	33
第88条 (個人情報保護)	34
第89条 (情報公開)	34
第90条 (知的所有権)	34
第91条 (著作権等の侵害の防止)	34

第 9 2 条	(資料等の取扱い)	35
第 9 3 条	(出資者による保証)	35
第 9 4 条	(事業者の解散)	35
第 9 5 条	(株式の発行及び処分等)	35
第 9 6 条	(付保すべき保険)	35
第 9 7 条	(融資者との協議)	36
第 1 1 章 雑 則		36
第 9 8 条	(請求、通知等の様式その他)	36
第 9 9 条	(法令遵守等)	36
第 1 0 0 条	(準拠法)	36
第 1 0 1 条	(管轄裁判所)	36
第 1 0 2 条	(定めのない事項)	36

第1章 総 則

(目的)

第1条 本契約は、道及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本施設等及びその他施設が、高度の公共性を有すること及び道が本施設等及びその他施設の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施にあたってはその趣旨を尊重しなければならない。

2 道及び事業者は、本事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

(事業日程)

第3条 本事業は、別紙2に示す本件日程表に従って実施される。

(事業概要)

第4条 本事業は、別紙3に示す設計業務、建設業務、解体業務、工事監理業務、総括管理業務及び維持管理業務並びにこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成される。

2 事業者は、本事業を本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って遂行しなければならない。

3 前項において、本契約と入札説明書等及び事業提案書との間に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、事業提案書が入札説明書等の規定に優先する。

4 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合又は入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、道及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、係る記載内容に関する事項を決定する。

(善良なる管理者の注意義務)

第5条 事業者は、本事業の実施につき、善良な管理者の注意義務をもって遂行しなければならない。

(事業者の資金調達)

第6条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で別段の定めがある場合を除きすべて事業者が負担する。また、本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

(事業対象地等の使用)

第7条 施設整備業務は、事業対象地及び解体敷地において行う。設計・建設期間中の事業対象地の管理及び解体期間中の解体敷地の管理は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。事業者は、事業対象地及び解体敷地を、本契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本契約の期間中に限り無償で使用するすることができる。道は事業者が当該土地を当該範囲において無償で使用するよう必要な措置をとる。

(許認可、届出等)

第8条 本契約上の義務を遂行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用において取得し、及び維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任と費用において提出しなければならない。ただし、道が取得し、及び管理すべき許認可並びに道が提出すべき届出はこの限りでない。

2 事業者は、前項の許認可、届出等の申請に際しては、道に対し書面による事前説明及び事後報告を行う。また、事業者は、道が必要とした場合には、係る許認可の取得又は届出の完了後、道に対して、当該許認可を証明する書面の写し又は当該届出の完了を証明する書面の写しを提出して報告を行う。

3 道は、事業者から要請がある場合は、事業者による許認可の取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力をする。

4 事業者は、道から要請がある場合は、道による許認可の取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力をする。

5 事業者は、許認可の取得又は提出すべき届出の遅延により追加費用又は損害が生じた場合、当該追加費用又は当該損害を負担する。ただし、道が取得し、及び維持すべき許認可又は道が提出すべき届出の遅延により追加費用又は損害が生じた場合については、道が当該追加費用又は当該損害を合理的な範囲で負担する。

6 許認可取得又は提出すべき届出の遅延によって、設計・建設期間の変更を要する場合には、第22条から第24条までの定めに従う。

(第三者の使用)

第9条 事業者は、設計業務を設計企業に、建設業務を建設企業に、解体業務を解体企業に、工事監理業務を工事監理企業に、総括管理業務を総括管理企業に、維持管理業務を維持管理企業に（以下、各業務を担当する企業を個別に又は総称して「各担当企業」という。）、それぞれ委託し又は請け負わせる。

- 2 事業者は、本事業の全部又は一部について、各担当企業以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者との間で取り交わしを予定している契約書案その他の文書の写しすべてを提出して予め道の承諾を得なくてはならない。
- 3 事業者は、前2項にしたがって本事業の全部又は一部を各担当企業又は第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務計画書（設計）又は施工計画書にその旨を明記するとともに、道に対して、各担当企業又は当該第三者との間の当該委託又は請負契約についての業務委託契約書又は請負契約書その他の取り交わした文書の写しすべて及び建設業務及び解体業務に係る施工体制台帳を提出しなくてはならない。
- 4 事業者は、第1項の各担当企業又は第2項で道の承諾を得た第三者を変更する場合には、委託又は請負に係る契約締結前に、道に対して当該第三者との間で取り交わしを予定している契約書案その他の文書の写しすべてを提出して道の承諾を得なくてはならない。
- 5 第1項、第2項及び第4項で道の承諾を得た第三者が、さらにその一部を第三者に再委託し、又は再度請け負わせる場合、事前に係る第三者の商号、住所その他道が求める事項を記載した書面を道に提出して、道の承諾を得なければならない。それ以降の再々委託、再々請負等についても同様とする。
- 6 事業者が本事業の全部又は一部を第三者に対して委託し又は請け負わせる場合（再委託、再請負等を含む。）には、当該第三者の業務はすべて事業者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第2章 施設整備業務

第1節 設計業務

（設計・建設に係る各種調査）

第10条 道は、道が実施し、かつ入札説明書公表時にその結果を公表した測量結果及び地質調査結果その他の公表事実の不備や誤りがあった場合で、事業者が社会通念上求められる注意を尽くしても事業提案書を道に提出する時点において当該不備や誤りを認識することができず、かつ当該不備や誤りにより事業提案書で想定していない追加費用又は損害の発生が合理的な回避努力を尽くしても通常避けられないと認められる場合は、これに起因して事業者が生じる追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。

- 2 事業者は、設計・建設業務のために要する測量又は地質調査その他の調査（ただし、すでに道が行ったものを除く。）を自らの責任と費用により行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の調査の不備や誤り及び調査を行わなかったことに起因して道又は事業者が生じる追加費用及び損害を自ら負担する。
- 4 本施設等の整備に係る各種調査に起因し、設計・建設期間の変更を要する場合には、第22条から第24条までの定めに従う。

- 5 事業者は、第2項に基づいて調査を実施する場合には、道に事前に通知し、その結果について道に報告しなければならない。ただし、道は、当該通知及び報告が行われたこと等によって、調査の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

(道による先行解体工事)

- 第11条 道は、別紙2に示す本件日程表に従って、本施設1のうち車庫兼書庫、車庫及び安置室を解体の上撤去し、整地工事を行った上で、本施設1に係る敷地を事業者に引き渡す。
- 2 事業者は、必要と認めた場合、前項の先行解体工事の進捗状況に関して、適宜道に対して報告を求めることができる。

(設計責任者の設置及び業務計画書（設計）の提出)

- 第12条 事業者は、設計業務を開始するにあたり、設計業務の責任者を設置し、設計業務に関する組織体制を整備した上、速やかに責任者及び組織体制を道に通知する。
- 2 事業者は、設計業務着手に先立ち、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき、詳細工程表を含む業務計画書（設計）を作成し、道に提出して道の承諾を得なければならない。
- 3 前項の業務計画書（設計）について、道は事業者に対し、必要に応じて説明を求めること、また、本契約、入札説明書等又は事業提案書に矛盾する場合は書面により是正を求めることができ、事業者はこれに応じなければならない。

(本施設等の設計)

- 第13条 事業者は、前条第2項の道の承諾が得られた後速やかに、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき、日本国の法令を遵守し道と協議の上、基本設計及び実施設計を開始する。
- 2 事業者は、本施設等の設計に関する一切の責任を負担する。
- 3 事業者は、道に対して、定期的に本施設等の設計の進捗状況につき報告しなければならない。道は、必要と認めた場合、本施設等の設計の進捗状況に関して適宜事業者に対して報告を求めることができる。

(設計の完了)

- 第14条 基本設計又は実施設計を完了した場合には、事業者は、速やかに別紙4又は別紙5に記載する基本設計図書又は実施設計図書を道に対して提出しなければならない。道は、事業者から基本設計図書又は実施設計図書の提出を受けた後、その内容に応じ別途道が定める日までに設計の妥当性について検査を行い、その結果を事業者に通知する。事業者は、道からの通知により基本設計図書又は実施設計図書の検査を受けるまでは、次の工程に進むことはできない。基本設計図書又は実施設計図書と本契約、入札説明書等又は事業提案書との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、道は、基本設計図書又は実施設計図書の提出を受けた後、その内容に応じ別途道が定める日までに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知し、相当の期間を定めて是正を要求することができる。

- 2 事業者が前項の規定による不一致に関する通知を受領した場合には、事業者は、速やかに当該不一致の是正をし、前項の方法に従い道の検査を受けなければならない。道は速やかに検査を行うものとし、それ以外の検査の方法については、前項に従う。なお、当該是正は、事業者の責任及び費用をもって行わなければならない。
- 3 事業者は、基本設計図書又は実施設計図書提出後、その内容に応じ別途道が定める日までに道から何らの通知もない場合は、第1項の検査結果の通知がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 4 道は、第1項に規定する基本設計図書又は実施設計図書を受領したこと、事業者に対して第1項に規定する通知を行ったこと、又は第3項の規定に基づき検査結果の通知が行われたとみなされたこと、設計に関する打ち合わせを行ったこと等を理由として、本施設等の設計及び建設について何らの責任も負担しない。

(設計の変更)

- 第15条 道は、設計・建設期間中において必要があると認める場合は、事業者に対して、事業提案書の範囲を逸脱しない限度で変更内容を通知して本施設等の設計図書の変更を求めることができる。
- 2 事業者は、道から前項の変更を求められた場合、当該変更の可否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、道に対して前項の通知受領後14日以内にその結果を通知しなければならない。道は、係る事業者の検討結果を踏まえて設計変更の可否を最終的に決定し、事業者に通知する。
 - 3 前2項により事業者が道からの求めに応じて設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加費用（設計費用、工事費及び金融費用を含むがそれに限らない。以下同じ。）若しくは損害が発生した場合又は設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合は、道は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担し、事業者と協議の上、合理的な期間、設計・建設期間及び引渡予定日を延期する。ただし、設計図書に本契約、入札説明書等及び事業提案書との不一致（基本設計又は実施設計にあたり当該不一致があることについて事業者が道へ説明し、道が当該不一致について第14条第1項に定めるところに従って是正を要求しなかった場合を除く。）があるために道が第1項の変更を求めた場合には、設計・建設期間及び引渡予定日の延期は行われず、事業者が当該追加費用及び損害を負担する。また、法令の変更又は不可抗力により設計の変更が必要となった場合には、当該追加費用及び損害の負担は第8章又は第9章に従う。
 - 4 事業者は、前3項に基づかない本施設等の設計変更を行おうとするときは、事前に道の書面による承諾を得なければならない。
 - 5 事業者が前項による道の事前の承諾を得て本施設等の設計変更を行う場合において、当該変更により道又は事業者に追加費用が発生した場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該追加費用又は損害を負担する。
 - 6 前5項に基づき事業者が設計変更を行う場合において、当該設計変更により、本契約に基づく事業者の各業務に係る費用が減少するときは、道は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(設計図書及び完成図書等の著作権)

第16条 道は、設計図書及び完成図書その他本契約、入札説明書等又は事業提案書に基づき本契約に関して作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）並びに本施設等について、道の裁量により無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利及び権限は本契約の終了後も存続する。

2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ道の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 設計図書等又は本施設等の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない）。

(3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

(4) 本施設等に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。

3 事業者は、設計図書等が第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことを道に対して表明し保証する。事業者は、道による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

4 事業者は、設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害した場合において、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

第2節 建設業務

(本施設等の建設等)

第17条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業提案書、業務計画書（設計）、設計図書、施工計画書及び本件日程表等に従い、建設業務を行う。

2 事業者は、設計図書が道によって検査された後、建設工事に先立ち、施工計画書（建設工事の全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成して道に提出し、その確認を受けなければならない。施工計画書の確認方法等については、第12条第3項の定めに従う。

3 事業者は、工事工程表に記載された各工程の着工前に、施工承諾申請図書について、工事監理者の承認を得た上で、速やかに道に対して提出し、その確認を受けなければならない。施工承諾申請図書の確認方法等については、第12条第3項の定めに従う。

4 仮設、施工方法その他本施設等を完成するために必要な一切の手段については、本契約、入札説明書等及び事業提案書に反しない限りにおいて事業者が自己の責任において定め、建築にあたって必要な関係諸官庁等との協議は事業者が責任をもって行う。

(工事記録の備置)

第18条 事業者は、建設工事の期間中、工事現場に常に工事の記録簿を備置しておかなければならない。

(工事監理者)

第19条 事業者は、建設工事に着手する前に、自らの責任と費用において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項に規定する工事監理者を置き、直ちに道に対してその事実、工事監理者の氏名及び連絡先を通知する。

2 事業者及び工事監理者は、道に対して、毎月1回工事の進捗状況及び工事監理状況等について報告しなければならない。道は、事業者及び工事監理者に対し、適宜工事の進捗状況及び工事監理状況等について事前説明及び事後報告を求めることができる。

3 事業者は、工事監理者の報告に基づき、道に対して本施設等の完成検査報告を行う。

4 道は、建設工事の期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、建設工事に立会うことができる。また、道は、事業者が行う工程会議に立会うことができ、事業者はこれに協力しなければならない。

5 前3項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、本施設等の整備状況が本契約、入札説明書等、事業提案書又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、道は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。この場合の追加費用はすべて事業者が負担する。

6 事業者は、建設工事の期間中において事業者が行う、工事監理者が定める本施設等の検査又は試験について、検査又は試験を行う事実、日時及び内容につき、事前に道に対して通知し、道の確認を得ることとする。道は、当該検査又は試験に立会うことができる。

7 道の事業者に対する説明の要求又は道の建設工事への立会いを理由として、道は、設計・建設業務について何らの責任も負担しない。

(建設工事に伴う近隣対応・対策)

第20条 事業者は、建設工事に伴う近隣対応及び対策として自らの責任と費用において、次の各業務を行う。

(1) 近隣住民に対する建設工事に係る施工計画の説明(以下「工事着工前近隣説明」といい、当該説明は基本設計終了後、建設工事の開始までの間に行う。)

(2) 建設工事に伴い要する近隣住民との折衝

(3) 第1号の工事着工前近隣説明時に住民より提示のあった要望並びに騒音、悪臭、建設作業に伴う電波障害、振動、粉塵発生及び交通渋滞その他本施設等の建設が近隣住民の生活環境に与える影響の調査検討

(4) 前号の調査検討を踏まえた合理的に要求される範囲の近隣対応及び対策の実施

2 道は、事業者が行う前項の各近隣対応及び対策業務の実施に必要な協力を行う。

3 第1項の近隣対応及び対策の実施について、事業者は、道に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 4 本施設等を設置すること自体に対する住民反対運動や訴訟等に対する対応は道の責任と費用で行い、事業者は道の対応のために必要な協力を行う。
- 5 近隣住民に対し、建設工事に伴って損害が発生した場合、係る損害については、事業者が負担する。ただし、通常避けることができない理由により生じた損害（事業者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。）又は道の責めに帰すべき事由により発生した損害については、道が負担する。なお、当該損害について、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合は、当該受領額は道が負担すべき額から控除し、事業者が第三者に当該受領額に相当する損害額を支払う。
- 6 事業者は、前5項記載の近隣住民との折衝又は対応の不調を理由として、事業提案書の内容を変更することはできない。ただし、事業者が事業提案書の内容を変更しない限り、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにして道に協議を申し入れた場合、道は事業者との協議に応じるものとし、協議の結果、道においてやむを得ないと認める場合には、事業者に対し事業提案書の内容の変更を承諾することができる。
- 7 事業者は、第1項乃至第5項記載の近隣住民との折衝又は対応の不調を理由として、本件日程表記載の日程を変更することはできない。ただし、道及び事業者が協議の上、道においてやむを得ないと認める場合には、設計・建設期間及び引渡予定日を合理的な期間延期することができる。係る延期に伴う追加費用、損害の負担については、第24条の定めに従う。

（工事の中止）

- 第21条 道は、建設工事を中止させる必要があると合理的に認める場合（不可抗力によって工事目的物等に損害を生じ又は工事現場の状態が変動したため事業者が工事を施工できないと認められる場合及び天候等による場合も含むが、これに限らない。）、その理由を事業者に通知した上で、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 2 道は、前項により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要があると認める場合は、当該中止が事業者の責に帰すべき事由による場合を除き、設計・建設期間及び引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
 - 3 第1項により建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において道又は事業者が生じた追加費用又は被った損害の負担については、第24条の定めに従う。

（設計・建設期間の変更）

- 第22条 設計・建設期間の変更の必要性が生じた場合は、各当事者は相手方に対して設計・建設期間の変更について協議を求めることができる。
- 2 前項において、道と事業者の間において協議が整わない場合、道が前項の協議の結果を踏まえて合理的な設計・建設期間及び引渡予定日を定め、事業者はこれに従わなければならない。

(設計・建設期間の変更と維持管理業務期間の関係)

第23条 前3条によって設計・建設期間が延長された場合で、事業者が道に対して別紙2に示す本件日程表記載の各日程の変更を求めた場合、道と事業者は当該変更の要否について協議を行う。

- 2 前項において、道と事業者の間において協議が整わない場合、道が前項の協議の結果を踏まえて合理的な日程を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 前2項によって維持管理業務期間が短縮され、予定された業務の一部が履行されないこととなった場合、道は当該業務に対応するサービス対価の支払い義務を免れる。この場合、当該業務が行われないこと又はサービス対価が支払われないことに伴って道又は事業者が被る損害の負担については、次条の定めに従う。

(設計・建設期間の延長等による費用等の負担)

第24条 道の責めに帰すべき事由により次の各号のいずれかに該当する場合、道は、当該事由に起因して道又は事業者が負担した合理的な追加費用及び道又は事業者が被った損害を負担する。

- (1) 建設工事が一時中止となった場合
- (2) 設計・建設期間が延長された場合
- (3) 維持管理業務が短縮された場合

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により前項各号のいずれかに該当する場合、事業者は、当該事由に起因して道又は事業者が負担した合理的な追加費用及び道又は事業者が被った損害を負担する。
- 3 不可抗力又は法令変更により第1項各号のいずれかに該当する場合、当該不可抗力又は法令変更に起因して事業者が負担した追加費用又は事業者が被った損害の負担については、第8章又は第9章に従う。
- 4 前各項記載の事由が複合して第1項各号のいずれかに該当する場合には、道は事業者と協議の上、当該事由ごとに追加費用又は損害に与えた影響度合いを算出し、これらを按分して追加費用又は損害を負担する。

(什器備品の調達設置)

第25条 事業者は、第14条による道への本施設等の実施設計図書の提出と同時に、入札説明書等及び事業提案書に基づき、調達設置予定の各什器備品の内容を記載した什器備品計画書を道に提出して、各什器備品につき確認を得る。

- 2 道は、前項の什器備品計画書を受領してから14日以内に什器備品計画書の内容について検討し、その結果を事業者に通知する。
- 3 前項により道が通知を行った場合、当該内容にて各什器備品の内容は確定される。
- 4 道は、前項により各什器備品の内容の確定がなされる前であれば、什器備品整備に係る入札価格を逸脱しない限度で、書面により什器備品の内容の変更を事業者を求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果を道に通知しなけれ

ばならない。道は事業者の検討結果を踏まえて、什器備品の変更の有無を事業者に通知し、事業者はこれに従う。

- 5 事業者は、自らの責任と費用負担において前4項の手続により確定した什器備品を調達し、別紙2に示す本件日程表に従って、入札説明書等に記載の搬入場所に搬入設置し、次項に定める検査を受ける。ただし、道が具体的な搬入期限について別途指示し、又は具体的な搬入場所について入札説明書等と異なる場所を指示した場合には、係る指示に従う。また、事業者は、次項に定める道による搬入設置完了検査（次条に定義する。）までに什器備品管理台帳を作成し、道に提出する。
- 6 前項の搬入設置が完了した旨、事業者から通知を受けた場合、道は、什器備品計画書に規定された性能及び仕様を充足していることを確認するため、それぞれ搬入設置完了検査（以下「搬入設置完了検査」という。）を行う。
- 7 前項の搬入設置完了検査の方法は、以下のとおりとする。
 - （1）道は、事業者又は請負人等立会いのもとで、搬入設置完了検査を実施する。
 - （2）事業者は、什器備品の取扱いに関する道への説明を実施する。
 - （3）事業者は、道による搬入設置完了検査前に、什器備品計画書に規定された性能及び仕様を充足していることを確認するために必要な什器備品の試運転等（以下「試運転等」という。）を実施し、その報告書を道に提出する。道は、事業者の試運転等に立ち会うことができるものとし、事業者は、試運転等の7日前までに、試運転等を行う日時、対象となる什器備品等の名称、試運転等の方法を道に通知する。
- 8 道は、前項の各搬入設置完了検査の結果、什器備品計画書に定められた内容及び水準を客観的に満たしていないと判断する場合、事業者に対して是正（補修、改造若しくは交換を含む。）を求めることができる。上記是正に係る費用は、事業者が負担する。
- 9 道は、本条に基づく搬入設置完了検査の実施によって、什器備品計画書の全部又は一部について何らの責任も負担するものではなく、事業者は本契約上の責任を何ら軽減されるものではない。
- 10 道は、第6項の検査の結果、什器備品計画書の条件を充たすと認めた場合には、搬入設置完了検査通知書を事業者に交付する。
- 11 事業者は、第31条第1項に定める本施設等の所有権移転と併せて、前項の搬入設置完了検査通知書の交付を受けた什器備品について、別紙8の様式による目的物引渡書を道に提出し、これらの文書の交付及び提出をもって、什器備品計画書に示す什器備品は納入完了とし、その所有権は、本契約で別段の定めのあるものを除き道に移転する。引渡し前の使用については、第31条第3項乃至第5項の規定を準用する。

第3節 損害の発生等

（設計・建設期間中に第三者に及ぼした損害）

第26条 事業者が設計・建設業務により第三者に損害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合には、事業者が当該問題の解決にあたる。

- 2 前項の場合に要した追加費用と第三者に生じた損害の負担については、以下の定めに従う。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその追加費用又は損害を負担する。
- (2) 道の責めに帰すべき事由による場合は、道がその追加費用又は損害を負担する。
- (3) 不可抗力による場合で法令に基づき事業者が当該第三者に当該損害の賠償を行う必要がある場合には、第9章に従う。

(不可抗力による本施設等に生じた損害等)

第27条 道が本施設等の引渡しを受ける前に、不可抗力により、本施設等、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合には、事業者は、当該事実が発生した後直ちに当該損害又は損失の状況を道に通知しなければならない。

2 道が什器備品の引渡しを受ける前に、不可抗力により搬入済みの什器備品に損害又は損失が生じた場合には、事業者は、当該事実が発生した後直ちに当該損害又は損失の状況を道に通知しなければならない。

3 道は、前2項により事業者から通知を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。

4 第1項及び第2項に規定する損害又は損失（追加工事に要する費用を含む。）の負担については、第9章に従う。

第4節 本施設等の完成及び引渡し

(事業者による竣工検査等)

第28条 事業者は、別紙2に示す本件日程表に従って本施設等の建設を完了させなければならない。

2 事業者は、新庁舎及び外構（本施設1については公用車車庫を含む。）の建設がそれぞれ完了した場合、速やかに自らの責任と費用において建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に規定される完了検査等必要な検査（以下「自主検査」という。）を行う。

3 道は、事業者の前項の自主検査に立ち会うことができるものとし、事業者は、前項の自主検査の7日前までに、自主検査を行う日時、対象となる施設の名称、検査の方法を道に通知しなければならない。

4 道は、前項の自主検査への立会の実施を理由として、何らの責任も負担しない。

5 事業者は、道に対して自主検査の結果を第2項の自主検査による検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて速やかに報告する。

(道による本施設等の完成検査)

第29条 事業者は、前条の自主検査が完了した場合、速やかに道に通知する。

2 道は、前項の通知を受領した場合、14日以内に通知の対象となった本施設等について完成確認の検査（以下「完成検査」という。）を実施する。

3 道は、前項の完成検査において、事業者、請負人等及び工事監理者の立会いの下で、本施設等が本契約、入札説明書等、事業提案書及び設計図書に適合していることを工事記録等により確認する。

- 4 前3項のほか、完成検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、道が定める。
- 5 第2項の完成検査の結果、本施設等が本契約、入札説明書等、事業提案書又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、道は、当該逸脱箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知する。
- 6 事業者が前項の規定による通知を受領した場合には、事業者は、道が定めた期間内に速やかに当該逸脱箇所の是正をし、道の検査を受けなければならない。ただし、事業者が道の通知内容に意見を述べ、道がその意見を合理的と認めた場合はこの限りではない。
- 7 前項の規定により事業者が是正を行った場合は、是正完了の通知を第1項の通知とみなして、前6項の規定を適用する。道は、是正完了の通知を受領した後、14日以内に完成検査を実施する。
- 8 道は、第3項の規定により確認を行ったこと、事業者に対して第5項の是正の通知を行ったこと、又は第6項の規定により事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、本施設等の建設の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

(道による完成検査通知書の交付)

- 第30条 道は、前条の完成検査を完了し、かつ、事業者が別紙7に定める完成図書を道に提出した場合、事業者に対して7日以内に完成検査通知書を交付する。
- 2 道による完成検査通知書の交付を理由として、道は本施設等の設計、建設について何らの責任も負担しない。

第5節 本施設等の道への引渡し・所有権移転

(事業者による道への引渡し・所有権移転)

- 第31条 事業者は、前条第1項に定める完成検査通知書及び第25条第10項に定める搬入設置完了検査通知書を受領した時点で、別紙8の様式による目的物引渡書を道に提出し、当該引渡書提出時に当該完成検査通知書の対象となった本施設等につき担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を道に移転する。
- 2 事業者は、事業者が本施設等の所有権を本契約に従い速やかに道に移転できるよう、請負人等との間で、事業者が本施設等の所有権を原始的に取得する旨の契約を締結する。
- 3 道は、本施設等の引渡し前においても、事業者の承諾を得て本施設等を使用することができる。
- 4 道は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 5 道は、第3項により本施設等を使用したことによって、事業者に追加の費用が生じた場合には、これを負担する。

(契約不適合責任)

- 第32条 道は、本施設等（設計図書等及び完成図書その他建設工事等に関して、本契約に基づき事業者により作成される一切の書類並びに什器備品を含む。本条において同じ。）が種類、品

- 質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、本施設等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、事業者は、道に不相当な負担を課するものでないときは、道が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、道が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、道は、その不適合の程度に応じて設計・建設業務のサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに設計・建設業務のサービス対価の減額を請求することができる。
- （1）履行の追完が不能であるとき。
 - （2）事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3）本施設等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4）前3号に掲げる場合のほか、道がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 道は、引き渡された本施設等に関し、引渡しの日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、設計・建設業務のサービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の定めにかかわらず、什器備品の契約不適合については、引渡しの時、道が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しの日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 道が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、道が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 道は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業又は下請負者等の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 道は、本施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者、設計企業、建設企業、工事監理企業又は下請負者等がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 1 2 事業者は、請負人等を使用する場合、当該請負人等をして、道に対し本条による請求等をなすことについて保証させるべく、別紙 1 3 に定める保証書を請負人等から徴求して、道に差し入れる。

(本施設等の引渡し遅延)

- 第 3 3 条 事業者の責めに帰すべき事由により新庁舎の引渡し又は所有権移転が引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、道に対して、引渡予定日から現実の引渡日までの期間につき、別紙 6 記載のサービス対価 A-1-1 及び A-1-2 の総額に対し、当該事象発生時点の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 3 7 条第 1 項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、道は、道に更なる損害があるときは、その超過分につきさらに賠償請求することができる。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により旭川方面本部分庁舎の外構の引渡し又は所有権移転が別紙 2 に示す本件日程表に記載の設計・建設期間の終期より遅延した場合には、事業者は、道に対して、別紙 2 に示す本件日程表に記載の設計・建設期間の終期から現実の引渡日までの期間につき、別紙 6 記載のサービス対価 A-2-1 及び A-2-2 の総額に対し、当該事象発生時点の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 3 7 条第 1 項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、道は、道に更なる損害があるときは、その超過分につきさらに賠償請求することができる。
 - 3 事業者の責めに帰すべき事由により旭川中央警察署庁舎の外構の引渡し又は所有権移転が別紙 2 に示す本件日程表に記載の設計・建設期間の終期より遅延した場合には、事業者は、道に対して、別紙 2 に示す本件日程表に記載の設計・建設期間の終期から現実の引渡日までの期間につき、別紙 6 記載のサービス対価 A-4-1 及び A-4-2 の総額に対し、当該事象発生時点の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 3 7 条第 1 項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、道は、道に更なる損害があるときは、その超過分につきさらに賠償請求することができる。

第 6 節 解体業務

(解体対象施設の解体)

- 第 3 4 条 事業者は、別紙 2 に示す本件日程表に従って解体対象施設を解体の上撤去し、整地工事を行う。
- 2 解体対象施設の解体業務に係る施工計画書及び施工承諾申請図書の作成及び確認については、第 1 7 条第 2 項及び第 3 項に準じる。
 - 3 事業者は、解体対象施設の解体業務に伴い生じた廃棄物及び廃材等については、自らの責任と費用において、関係法令に定められたとおり適切に処理又は処分し、再生可能なものについては積極的に再利用を図る。なお、発生する廃棄物の処分先については、予め道の承諾を受けなければならない。

- 4 解体対象施設の解体業務の実施のために必要な一切の手段については、本契約、入札説明書等及び事業提案書に反しない限りにおいて事業者が自己の責任において定め、解体にあたって必要な関係諸官庁等との協議は事業者が責任をもって行う。

(解体設計業務の実施)

第35条 解体設計業務の実施については、第10条乃至第16条（ただし、第11条を除く。）の規定を準用する。この場合、各条項において「設計・建設」及び「設計・建設業務」とあるのは「解体業務」に、「設計・建設期間」とあるのは「解体期間」に、「設計業務」、「基本設計及び実施設計」及び「基本設計又は実施設計」とあるのは「解体設計業務」に、「業務計画書（設計）」とあるのは「解体設計に係る業務計画書」に、「本施設等の設計」及び「本施設等の設計及び建設」とあるのは「解体対象施設の解体設計」に、「設計」とあるのは「解体設計」に、「基本設計図書又は実施設計図書」、「設計図書」及び「本施設等の設計図書」とあるのは「解体設計図書」に、「引渡予定日」とあるのは「解体敷地引渡予定日」に、第16条において「本施設等」とあるのは「解体対象施設」に、それぞれ読み替えて適用する。

(解体工事業務の実施)

第36条 解体工事業務の実施については、第17条乃至第24条（第19条を除く。）の規定を準用する。この場合、各条項において「本施設等の建設」とあるのは「解体対象施設の解体」に、「業務計画書（設計）」とあるのは「解体設計に係る業務計画書」に、「設計図書」とあるのは「解体設計図書」に、「建設業務」とあるのは「解体業務」に、「建設工事」とあるのは「解体工事」に、「基本設計」とあるのは「解体設計業務」に、「本施設等を完成」及び「本施設等を設置」とあるのは「解体対象施設を解体」に、「設計・建設期間」とあるのは「解体期間」に、「引渡予定日」とあるのは「解体敷地引渡予定日」に、それぞれ読み替えて適用する。

(解体対象施設の契約不適合)

第37条 解体対象施設に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや解体対象施設の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により解体業務に支障を来す状態にあることが判明した場合、事業者は直ちに道に報告するとともに、その除去処分方法について予め道に提案し確認を得る。当該事由が開示資料の内容からは予測することができず、かつ、程度において開示資料の内容と著しく乖離している場合で、予め道の確認を得た方法に従った措置がなされた限り、道は、当該措置に起因して事業者に発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担する。この場合、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて道に請求する。

(解体業務の損害の発生等)

第38条 解体業務の損害の発生等については、第26条及び第27条（ただし、第27条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合、各条項において「設計・建設期間」とあるのは「解体期間」に、「設計・建設業務」とあるのは「解体業務」に、「本施設等の引渡し」とあるのは「解体敷地の引渡し」に、それぞれ読み替えて適用する。

(解体業務の完了)

第39条 解体業務の完了については、第29条乃至第31条(ただし、第31条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合、各条項において「本施設等」とあるのは「解体敷地」に、「前条の自主検査」とあるのは「第34条第1項に定める解体業務」に、「本施設等の建設」及び「本施設等の設計、建設」とあるのは「解体業務」に、「別紙7に定める完成図書」とあるのは「解体工事に係る工事記録簿」に、それぞれ読み替えて適用する。

2 前項の規定にかかわらず、解体敷地の引渡しにつき第31条第1項及び第2項は以下のとおり読み替えて準用する。

「事業者は、前条第1項に定める完成検査通知書を受領した時点で、解体敷地を道に引き渡す。」

3 解体敷地引渡し後、解体敷地に契約不適合がある場合については、第32条の定めに準じる。この場合、同条第4項の期間は、解体敷地を道に引き渡した日から起算する。

4 事業者の責めに帰すべき事由により解体敷地の引渡しが解体敷地引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、道に対して、解体敷地引渡予定日から現実の解体敷地の引渡日までの期間につき、別紙6記載のサービス対価A-3-1及びA-3-2の総額に相当する金額に対し、当該事象発生時点の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第37条第1項に基づく利率の割合で計算した額を遅延損害金として支払う。この場合において、道は、道に更なる損害があるときは、その超過分につきさらに賠償請求することができる。

第3章 総括管理業務

(業務責任者)

第40条 事業者は、本施設等及びその他施設の総括管理業務を開始する14日前までに、総括管理業務の責任者(以下「総括責任者」という。)を定め、道に報告する。総括責任者を変更する場合も、同様に道に報告する。

(緊急時の対応)

第41条 事業者は、事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、道に報告する。また、道から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合には、速やかに対応する。

2 前項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。

(準備業務)

第42条 事業者は、本施設等の維持管理業務を開始する14日前までに、施設、設備の準備及び物品等の調達、搬入、設置、保守点検等の準備を行い、本施設等を本契約、入札説明書等、事業提案書及び事業計画書に規定する内容で維持管理の実施が可能な体制を整えなければならない。

- 2 事業者は、その他施設の維持管理業務を開始する14日前までに、施設の不具合等が生じていないか、道と相互に施設の状態を確認し、維持管理業務について必要な引継ぎを行い、その他施設を本契約、入札説明書等、事業提案書及び事業計画書に規定する内容で維持管理の実施が可能な体制を整えなければならない。
- 3 事業者は、前2項の体制が整った段階で道に通知する。
- 4 道は、前項の通知を受領した後、14日以内に維持管理業務の実施体制の確認を行う。
- 5 道は前項に基づく確認の結果、維持管理業務の実施体制が入札説明書等、事業提案書、本契約及び事業計画書の内容を満たすのに不十分であると判断した場合には、その旨を事業者に通知することとし、事業者は、この通知を受けた場合、直ちに維持管理業務の実施体制を是正し、その旨道に通知して、再度道の確認を受けなければならない。
- 6 前項の是正により追加費用が生じた場合には、事業者がこれを負担する。

(日常管理業務)

- 第43条 事業者は、本施設等及びその他施設の設置目的、特性等を踏まえ、来庁者及び職員の利便性に配慮し、効果的・効率的な管理を行う。
- 2 事業者は、前項で定める事項以外にも、必要に応じて道との連絡調整を行い本施設等及びその他施設が円滑に維持管理できるよう配慮する。
 - 3 事業者は、本施設等及びその他施設の維持管理にあたり、各業務に配置する人員（以下「各業務従事者」という。）について、あらかじめ、一覧表及び各人員配置を示す組織表（必要に応じて有資格証明書の写しを添付する。）を事業計画書とともに提出しなければならない。また、配置人員の変更がある場合は、都度、道に報告し、再提出しなければならない。
 - 4 事業者は、各業務従事者が、その服務に当たって、品位を保ち、規律を守り、各自の担当業務に精通するよう、各業務従事者を管理教育する。

(その他の管理業務)

- 第44条 事業者は、本施設等及びその他施設の維持管理にあたり、法定点検等その他関係官公庁が実施する立入検査等を行う場合、立会い及び必要な手続等について対応する。
- 2 事業者は、本施設等及びその他施設の維持管理にあたり、適宜、道の検査及び道の指示を受ける等、道との連絡調整を密にし、各業務の処理状況について報告を行う。これらの報告等は、書面にて提出する。
 - 3 事業者は、業務期間満了にあたり、次の維持管理企業が円滑かつ支障なく本施設等の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供する。

(セルフモニタリング（自己監査）の実施)

- 第45条 事業者は、セルフモニタリングとして、自らの提案に基づく事業内容について、下請企業を含み、その履行状況を確認する。
- 2 履行状況の確認は、物理的に測定可能なものと測定困難なものの両方を含み、当該内容の確認を定期的又は随時に実施する。

- 3 事業者は、事業期間満了にあたり、次の維持管理企業が円滑かつ支障なく本施設等の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供する。

(施設の使用)

第46条 本契約で別途定める場合を除き、道は、事業者が総括管理業務を実施するにあたり、必要と道が認める施設を事業者に対して無償で使用させる。

- 2 事業者は、道から提供を受けた前項の施設について、善良なる管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、事業者は本契約終了後速やかに自己の責任と費用において当該施設の原状回復を行い道に返還する。

(総括管理)

第47条 道は、総括管理業務について要求水準を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応（サービス対価の変更を含む。）について事業者と協議しなければならない。

- 2 道は、前項に定める要求水準の変更により、事業者の総括管理業務に要する追加費用が発生する場合には、当該追加費用を負担し、当該業務に要する費用が減少する場合には、当該減少費用相当額をサービス対価から減額する。

- 3 本施設等及びその他施設の設備及び建築物の修繕・更新等により、本施設等及びその他施設の総括管理業務に要する費用が、事業提案書の金額より著しく乖離する場合、道は、要求水準及びサービス対価の変更について、事業者と協議を行う。

- 4 総括管理業務に係る光熱水費は道が負担する。消耗品費については、入札説明書等により示しており道及び事業者がそれぞれ負担する。ただし、事業者の責に帰すべき事由により発生した光熱水費及び消耗品費については、事業者が負担する。

- 5 総括管理業務に要する費用及び総括管理業務により道、事業者又は第三者に生じた損害はすべて事業者が負担する。ただし、次の場合にはこの限りではない。

(1) 道の責めに帰すべき事由により、総括管理業務に関して道又は事業者が負担した追加費用並びに発生した損害については、道が当該追加費用又は当該損害を負担する。

(2) 法令の変更又は不可抗力により、総括管理業務に関して事業者が負担した追加費用又は事業者が損害（本施設等及びその他施設の損傷も含む。）が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担については第8章又は第9章に従う。

- 6 事業者は、前項に定める損害に係る事業者の負担に備えるために、総括管理期間中、自らの責任及び費用負担において、自ら又は請負人等をして別紙11記載の保険に加入する。

- 7 総括管理期間が満了するにあたって、事業者は道に対し、以後道が総括管理業務を行うために必要な説明を行う等、引継ぎをする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第48条 事業者が総括管理業務により第三者に損害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合には、事業者が当該問題の解決にあたる。

- 2 前項の場合に要した追加費用と第三者に生じた損害の負担については、以下の定めに従う。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその追加費用又は損害を負担する。

- (2) 道の責めに帰すべき事由による場合は、道がその追加費用又は損害を負担する。
- (3) 不可抗力による場合で法令に基づき事業者が当該第三者に当該損害の賠償を行う必要がある場合には、第9章に従う。

第4章 維持管理業務

(業務責任者)

第49条 事業者は、本施設等及びその他施設の維持管理業務を開始する14日前までに、本施設等及びその他施設のそれぞれに維持管理業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、道に報告する。業務責任者を変更する場合も、同様に道に報告する。

(事業計画書等)

第50条 事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、当該事業年度の前年度の2月末日まで（本施設等の初年度については、令和12年4月末日まで）に、本契約、入札説明書等及び事業提案書の内容に従った各事業年度の業務計画書及び長期修繕計画等を事業計画書（以下「事業計画書」という。）として、道が別途定める様式により道に提出し、道の承諾を得なければならない。

2 事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、当該事業年度の前年度の2月末日まで（本施設等の初年度については、令和12年4月末日まで）に、本契約、入札説明書等及び事業提案書の内容に従った各事業年度の収支予算書を、道が別途定める様式により道に提出し、道の承諾を得なければならない。

3 道は、前各項の承諾を行ったことを理由として、維持管理業務について何らの責任も負担しない。

4 事業計画書及び収支予算書は、合理的な理由に基づき道又は事業者がその変更を請求した場合には、道と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

5 前項にかかわらず、道は、事業者から提示された事業計画書又は収支予算書の内容が入札説明書等、事業提案書又は本契約に抵触すると認められる場合には、事業者に是正を求めることができ、この求めを受けた場合、事業者は速やかに当該箇所を是正した事業計画書又は収支予算書を道に提出しなければならない。

(業務報告書)

第51条 事業者は、道が別途定める様式に従い、維持管理業務に関する事業報告書及び月例業務報告書を業務報告書として作成する。なお、業務報告書の内容は、協議の上決定する。

2 事業者は、事業報告書については当該年度の終了後30日以内に、月例業務報告書については業務を行った翌月10日までに道に提出する。

3 道は、事業報告書及び月例業務報告書について、いつでも事業者の説明、提出又は提示することを求めることができる。

4 前3項の報告及び説明を受けたことを理由として、道は維持管理業務に関して何らの責任も負担しない。

(道との調整)

第52条 事業者は、維持管理業務を遂行するにあたり、自らの費用及び責任において、道との間で、本施設等及びその他施設の円滑な維持管理実施のために相互に協力関係を維持し、事業計画書の策定や当該業務遂行にあたっては、道と必要な協議を行う。

2 事業者が前項に基づく協議を行うにあたって、道は必要な協力を行う。ただし、道に係る協力を行ったことをもって、道は本契約上の何らの責任も負担しない。

(維持管理業務開始の遅延)

第53条 事業者は、維持管理業務の開始の遅延が見込まれる場合には、遅延が見込まれることが判明し次第、直ちにその旨を道に報告するとともに、その後5日以内に、当該遅延の原因及びその対応計画(速やかな維持管理の開始に向けての対策及び新たな日程の見通しを含む。)を道に提出しなければならない。ただし、本施設等の整備につき第21条による変更を行う必要から遅延が見込まれる場合はこの限りでない。

(緊急時の対応)

第54条 事業者は、事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、道に報告する。また、道から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合には、速やかに対応する。

2 前項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。

(施設の使用)

第55条 本契約で別途定める場合を除き、道は、事業者が維持管理業務を実施するにあたり、必要と道が認める施設を事業者に対して無償で使用する。

2 事業者は、道から提供を受けた前項の施設について、善良なる管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、事業者は本契約終了後速やかに自己の責任と費用において当該施設の原状回復を行い道に返還する。

(維持管理)

第56条 事業者は、入札説明書等、事業提案書、本契約及び事業計画書に従って、本施設等及びその他施設の建物保守・点検業務、建物設備保守・点検業務、清掃業務及び修繕・更新業務(大規模修繕を除く。)を実施する。

2 事業者は、維持管理業務期間中、自己の責任と費用において、事業計画書に従って維持管理業務を実施する。

3 道は、維持管理業務について要求水準を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応(サービス対価の変更を含む。)について事業者と協議しなければならない。

4 道は、前項に定める要求水準の変更により、事業者の維持管理業務に要する追加費用が発生する場合には、当該追加費用を負担し、当該業務に要する費用が減少する場合には、当該減少費用相当額をサービス対価から減額する。

- 5 本施設等及びその他施設の設備及び建築物の修繕・更新等により、本施設等及びその他施設の維持管理業務に要する費用が、事業提案書の金額より著しく乖離する場合、道は、要求水準及びサービス対価の変更について、事業者と協議を行う。
- 6 維持管理業務に係る光熱水費は道が負担する。消耗品費については、入札説明書等に示すとおり道及び事業者がそれぞれ負担する。ただし、事業者の責に帰すべき事由により発生した光熱水費及び消耗品費については、事業者が負担する。
- 7 維持管理業務に要する費用及び維持管理業務により道、事業者又は第三者に生じた損害はすべて事業者が負担する。ただし、次の場合にはこの限りではない。
 - (1) 道の責めに帰すべき事由により、維持管理業務に関して道又は事業者が負担した追加費用並びに発生した損害については、道が当該追加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理業務に関して事業者が負担した追加費用又は事業者に損害（本施設等及びその他施設の損傷も含む。）が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担については第8章又は第9章に従う。
- 8 事業者は、前項に定める損害に係る事業者の負担に備えるために、維持管理業務期間中、自らの責任及び費用負担において、自ら又は請負人等をして別紙11記載の保険に加入する。

（その他施設の契約不適合）

第57条 入札説明書公表時に道が公表したその他施設の設備の状況及び使用方法その他の公表事実の不備や誤りがあった場合で、事業者が社会通念上求められる注意を尽くしても事業提案書を道に提出する時点において当該不備や誤りを認識することができず、かつ当該不備や誤りにより維持管理業務に事業提案書で想定していない追加費用が発生する場合、道は、当該追加費用を合理的な範囲で負担する。

（維持管理に伴う近隣対応・対策）

- 第58条 事業者は、自己の責任と費用において、維持管理業務に関して合理的に要求される範囲の近隣対応・対策を実施する。
- 2 事業者は、前項の近隣対応及び、対策の実施について、道に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 3 道は、第1項の近隣対応・対策の実施のために必要な協力を行う。
 - 4 本事業において、事業者が維持管理業務を行うこと自体に対する反対等への対応は道が行う

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

- 第59条 事業者が維持管理業務により第三者に損害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合には、事業者が当該問題の解決にあたる。
- 2 前項の場合に要した追加費用と第三者に生じた損害の負担については、以下の定めに従う。
 - (1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその追加費用又は損害を負担する。
 - (2) 道の責めに帰すべき事由による場合は、道がその追加費用又は損害を負担する。
 - (3) 不可抗力による場合で法令に基づき事業者が当該第三者に当該損害の賠償を行う必要がある場合には、第9章に従う。

第5章 履行保証

(本事業に関する履行保証)

第60条 事業者は、設計・建設期間（令和8年3月から令和14年1月31日までの期間。以下本条において同じ。）中、道に対して、別紙6記載のサービス対価Aの総額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。

2 道は、前項の契約保証金について、道への本施設等の引渡しがなされた時点で返還を行う。

3 道は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) 事業者が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 事業者が、保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

4 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が設計・建設期間以上のものでなければならない。

5 第3項第2号の公共工事履行保証証券は、本施設等の完成までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければならない。

6 事業者は、契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出する。

7 事業者は、契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、本施設等の完成までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出する。

8 本契約の一部変更により、契約金額に増減があったときは、その増減の割合に応じて、事業者は契約保証金の還付を請求することができ、道は追加納付を請求することができる。

第6章 事業者の収入

第1節 サービス対価の支払手続

(支払対象となるサービス)

第61条 サービス対価の支払対象となるサービスは、別紙3に示した事業概要を総合したものとする。

2 サービス対価の支払額は、別紙6に示すとおりとする。

3 道は、本契約で別途明示する場合を除くほか事業者に対してはサービス対価以外の金員を支払うことはなく、事業者は、本契約で事業者が負担するものとされた費用のほか、本事業に要する一切の費用を自ら負担する。

(サービス対価の支払)

第62条 道は、事業者による施設整備業務、総括管理業務及び維持管理業務が、道によるモニタリングの結果、本契約、入札説明書等、事業提案書、施工計画書及び事業計画書に従っていると確認した場合には、サービス対価として別紙6に従って算定される金額を、同別紙に従って支払う。

- 2 設計・建設期間が第22条の定めにより延長された場合、別紙6のサービス対価の支払期限は、当該延長期間分延期される。
- 3 別紙6に定めるサービス対価の各支払予定日までに、当該サービス対価に対応して当該予定日までに履行すべき各業務が行われていない場合、道は、当該業務の履行までは第1項の支払をすることを要しない。
- 4 サービス対価の額は、別紙6に定める算定方法に従って、決定、改定される。

(既払サービス対価の返還)

第63条 事業者が提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、道に対して、当該虚偽記載がなければ道が別紙9に従って減額し得たサービス対価を返還しなければならない。この場合において、事業者は、さらに、道がサービス対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス対価相当額について国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第37条第1項に基づく利率の割合で計算した利息を道に支払わなければならない。なお、これにより別途道による損害賠償の請求が妨げられるものではない。

第2節 モニタリング

(モニタリングの実施)

第64条 事業者及び道は、事業者による本契約、入札説明書等、事業提案書及び事業計画書その他本契約に基づいて作成され道の承諾を得た各文書（以下本条においてこれらすべてを総称して「要求水準等」という。）の内容に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙9に基づき、本契約上の各業務についてモニタリングを行う。

- 2 モニタリングに係る費用のうち、別紙9において事業者の義務とされているものを除く部分は、道の負担とする。
- 3 事業者は、何らかの事由で本事業に関し、要求水準等の内容を充足していない状況又は逸脱している状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに道に対して報告し、説明しなければならない。
- 4 事業者の業務の状況が要求水準等の内容を客観的に逸脱しているとの合理的な疑いが存すると道が認める場合、道は事業者に対して、当該疑いのある点についての必要かつ合理的な説明及び報告を求めることができる。
- 5 前項の説明及び報告を受けても前項の疑いが解消しない場合、道は事業者に対して、事業者の費用で当該疑いのある点についての検査を行うよう求めることができる。

- 6 前5項のモニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準等の内容を充足せず、又は逸脱していると道が判断した場合には、道は、別紙9に従って、当該業務について改善勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
- 7 前項の場合、別紙9に従って、サービス対価の支払を延期し、又は減額する。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第65条 本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条（地方公共団体の議決）に基づく道議会の議決のあった日から効力を生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和26年3月31日をもって終了する。

(本事業の終了手続き)

- 第66条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、道に対し、設計図書その他施設整備業務に係る書類（ただし、契約終了時点で既に道に提出しているものを除く。また、本契約が本施設等の完成前に終了した場合、事業者が終了時点で既に作成を完了しているものに限る。）、総括管理業務及び維持管理業務のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。
- 2 道は、前項に基づき提供を受けた資料を、本事業の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有し、事業者は、道による資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。
 - 3 事業者は、第1項に基づき道に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(施設の状態の検査)

- 第67条 本施設等の完成後に本契約が終了するとき、事業者は、その終了事由の如何にかかわらず、本契約終了日前に本施設等の状態について道の検査を受け、承諾を受けなければならない。また、その他施設の維持管理業務開始後に本契約が終了するとき、同様にその他施設の状態について道の検査を受け、承諾を受けなければならない。
- 2 道は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して通知することができる。

- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において道の定めた期間内に速やかに当該箇所を修補し再度道の検査を受けなければならない。ただし、道が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を道に支払えば足りる。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が道の指示に従ったことによる等、道の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不適當であることを知りながら道に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補に係る事業者の合理的な追加費用は道が負担する。
- 5 道は、第3項の修補完了後に支払うべきサービス対価B及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額の支払を、第3項の事業者による修補完了を検査により確認し、又は修補費用の支払を確認した後に行えば足りる。

（物件の処置）

- 第68条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、事業対象地、解体敷地及び本施設等における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を撤去しなければならない。なお、設計・建設期間中に建設工事のために事業者が使用する建設・業務機械器具その他の物件は、設計・建設期間が終了したとき、撤去しなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、道は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、道の処置について異議を申し出ることができず、また、道の処置に要した費用を負担する。
 - 3 前2項にかかわらず、道はその選択により、道と事業者が別途合意した金額で当該物件を事業者から買い取ることができる。

（事業者の債務不履行の場合の損害賠償）

- 第69条 事業者が本契約の規定に違反する等、事業者の責めに帰すべき事由により道が損害を受けた場合には、道は、事業者に対して当該損害の賠償を請求することができる。

（事業者の債務不履行等による契約の解除）

- 第70条 本施設等の完成前において、次の各号のいずれかに該当する場合には、道は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- （1）事業者が設計、建設工事又は解体工事に着手すべき期日を過ぎても設計、建設工事又は解体工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から道に満足すべき合理的な説明がない場合
 - （2）事業者が提供するサービス又は本施設等が要求水準又は事業提案書に規定する条件に合致せず、かつ、道の改善勧告通知及び再改善勧告通知後、定められた期間を経ても改善がなされない場合
 - （3）事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から30日が経過しても本施設等の供用ができない場合又はその見込みがないことが明らかである場合

- (4) 前3号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 総括管理業務及び維持管理業務の開始以降において、次の各号のいずれかに該当する場合には、道は、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 事業者の責めに帰すべき事由によって、事業者の提供するサービス又は本施設等が要求水準又は事業提案書に規定する条件に合致せず、かつ、道の改善勧告通知及び再改善勧告通知後、定められた期間を経ても改善がなされない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- 3 本施設等の完成の前後を問わず、次に掲げる場合には、道は、事業者に対して何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。
- (1) 事業者が、本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合
- (2) 事業者が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始の申立てを行った場合又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合
- (3) 構成企業又は協力企業の一部が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始の申立てを行った場合又は第三者（構成企業又は協力企業の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく義務を履行することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (4) 事業者が事業報告書又は月例業務報告書に著しい虚偽記載を行った場合
- (5) その他事業者が道の信用を失墜せしめるなど、社会的に適当でない行為を行った場合
- (6) 構成企業又は協力企業が、基本協定書第6条第4項第（1）号乃至第（6）号のいずれかに該当する場合。
- (7) 事業者、構成企業又は協力企業が、基本協定書第6条第4項第（7）号乃至第（13）号のいずれかに該当する場合。

（本施設等所有権移転前の解除の効力等）

第71条 本施設等の道への所有権移転前に、次の各号のいずれかに該当する場合、施設整備業務に関して本契約に基づいて道が事業者を支払うべき一切のサービス対価支払債務その他の債務及び事業者の道に対する債務は遡及的に消滅するとともに（ただし、新庁舎の引渡し完了後は、新庁舎に係る施設整備業務についての道のサービス対価支払債務は消滅しない。）、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Aの総額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として道の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条により本契約が解除された場合
- (2) 事業者が本契約に基づく施設整備業務の履行を拒否し、又は、事業者の責に帰すべき事由によって事業者の施設整備業務が履行不能となった場合
- 2 本施設等の道への所有権移転前に、次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等
- 3 第1項にかかわらず、前条第3項第6号の場合、道が本契約を解除するか否かを問わず、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Aの総額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する金額を違約金として道の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他道が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項（前条第3項第6号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）に関し、第60条の規定に基づき、履行保証金若しくはそれに代わるものが提供されている場合又は道を被保険者とする履行保証保険が契約されているとき若しくは工事履行保証契約について道が質権者であるときで道が当該履行保証保険契約若しくは当該工事履行保証契約に係る質権に基づいて保険金を受領した場合、事業者は、これらをもって第1項の違約金支払請求権又は第6項の損害賠償請求権等、道が事業者に対して有する債権の支払に充当することができる。
- 5 道は、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に加え）本施設等及び解体業務の出来形部分及び事業者が調達済みの什器備品が存在する場合、これを検査の上、当該検査に合格した部分の所有権を、別紙6記載のサービス対価A（ただし、サービス対価A-3-1、A-3-2及び割賦支払利息部分を除く。）のうち、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に係る施設整備業務についてのサービス対価相当額に加え）当該出来形部分の割合又は当該什器備品に応じた額をもって取得し、買い受けることができ、（新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎に係る施設整備業務についてのサービス対価相当額に加え）当該出来形部分又は当該什器備品の買受代金支払債務と第1項の違約金支払請求権又は第6項の損害賠償請求権等、道が事業者に対して有する請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合道は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、道は相殺後の残額を、道の選択により、①割賦支払利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 6 第1項又は第3項の場合において道が被った損害額が第1項又は第3項の違約金の額を超過する場合は、道は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 第1項の場合において、道が建設業務の進捗状況を考慮して事業対象地を更地とすることが妥当であると判断して事業者にその旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、事業対象地を更地にした上で道に引き渡さなければならない。なお、新庁舎が引き渡されている場合には、新庁舎については本項は適用されない。

- 8 前項の場合、事業者が正当な理由なく道の定める相当な期間内に更地とするための工事を行わないときは、道は事業者に代わり更地にするための工事を行い、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、道の処分について異議を申し出ることができない。
- 9 第5項の場合において、道が既に設置済みの什器備品を買い受けないと判断して事業者にその旨通知した場合、事業者は、自らの費用と責任により、設置済み什器備品を速やかに撤去しなければならない。
- 10 前項の場合、事業者が正当な理由なく道の定める相当な期間内に当該什器備品の撤去を行わないときは、道は事業者に代わり当該什器備品の撤去を行い、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、道の処分について異議を申し出ることができない。

(総括管理業務・維持管理業務開始後の解除の効力等)

第72条 総括管理業務及び維持管理業務開始後に、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約のうち総括管理業務及び維持管理業務に関する道及び事業者の債権債務は将来に向かって終了するものとし、事業者は、当該解除が生じた事業年度（ただし、初年度についてはその翌事業年度とする。）のサービス対価Bの1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を道の指定する期間内に道に対して支払わなければならない。なお、道は、本契約上の履行済みの業務に相当するサービス対価のうちの未払分を、上記違約金と相殺することにより決済した上で、その残額を解除前の支払スケジュールに従った方法により支払う。

(1) 第70条により本契約が解除された場合

(2) 事業者が本契約に基づく総括管理業務又は維持管理業務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって本契約に基づく事業者の総括管理業務又は維持管理業務が履行不能となった場合

2 総括管理業務及び維持管理業務開始後に、次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項にかかわらず、第70条第3項第6号の場合、道が本契約を解除するか否かを問わず、事業者は道に対して、別紙6記載のサービス対価Bの1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する金額を違約金として道の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取

引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売であるときその他道が特に認めるときは、この限りでない。

- ４ 道が被った損害の額が第１項又は前項の違約金の額を超過する場合は、道は、係る超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、道は第１項の事業者に支払うべきサービス対価と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- ５ 第１項の場合、道は既に本契約に基づいて引渡しを受けた本施設等（什器備品を含む。）の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

（道の債務不履行）

- 第７３条 道が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合には、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。
- ２ 道が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者からその旨の通知を受領した後、３０日を経過しても当該違反が改善されなかった場合には、事業者は、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了する。この場合において、道は既に本契約に基づいて得た本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。
 - ３ 第２項によって解除がなされた場合で、施設整備業務、総括管理業務又は維持管理業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当する別紙６記載のサービス対価の未払額（支払義務のある部分に限る。）を一括又は解除前の支払スケジュール（分割払のスケジュールであった部分については割賦支払利息を含む。）のいずれか道の選択する方法により支払う。この場合で本施設等が未完成のときの未完成部分についての所有権は道が当該出来形に相当する部分のサービス対価の支払が完了した時に道に移転する。
 - ４ 第２項によって契約が解除された場合には、道は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った損害を相当因果関係の範囲内で賠償する。

（道による任意の解除）

- 第７４条 道は、事業者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、１８０日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、本契約は将来に向かって終了する。道は、既に本契約に基づいて引渡しを受けた本施設等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。
- ２ 前項によって解除がなされた場合の債権債務については、前条第３項の規定を準用し道の選択する方法で支払う。
 - ３ 第１項によって契約が解除された場合には、道は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った損害を相当因果関係の範囲内で賠償する。

（第三者に帰責事由がある場合）

第75条 事業者は、本契約の締結日後に第三者の責めに帰すべき事由により、本施設等を設計図書に従って建設できなくなった場合又は本施設等を本契約、事業計画書などで提示された条件に従って維持管理できなくなった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知する。

2 前項の場合においては、次の区分に従い処理する。

- (1) 事業者が善良な管理者としての注意義務に従って一切の注意や予防方法を講じても損害を防止できなかった場合には、不可抗力による場合とみなし、第9章の規定に従って処理する。
- (2) 事業者が善良な管理者としての注意義務に従って注意し、予防方法を講じていれば損害の防止が可能であった場合には、事業者の責めに帰すべき事由による場合とみなす。

(契約が解除された場合の道の債務の支払条件)

第76条 本契約が解除された場合において、道による本施設等又はその出来形の譲り受けと道の事業者に対する代金等の支払が行われるべきときには、当該代金等の支払は、引渡しその他所有権を移転するために必要な一切の手続が完了した後に行われる。

第8章 法令変更

(通知の付与)

第77条 事業者は、本契約の締結日後に法令が変更されたことにより、本契約に従って義務の履行をすることが不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知しなければならない。

2 事業者は、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合には、前項の通知がなされた以降において、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとし、道は当該業務に対応するサービス対価の支払を行わない。ただし、道及び事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用・損害の負担)

第78条 道が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、道及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本施設等の設計、引渡予定日、本契約、事業計画書等の変更その他本事業の継続のために必要な事項について協議する。なお、この場合の追加費用又は損害の負担については別紙12に従う。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更についての合意が成立しない場合には、道が法令変更への対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときは、道は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(法令変更による契約の終了)

第79条 本契約締結後において、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更又は追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、道又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約を解除することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定では、道による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解除された場合で、本施設等の全部又は一部が引き渡されていない場合、当該施設及び解体業務について道は、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

(1) 引渡し前の本施設等及び解体業務について、出来形部分が存在し、道が当該出来形部分を契約解除の後に利用する場合には、道は当該出来形部分を確認の上、別紙6記載のサービス対価A（ただし、割賦支払利息部分を除く。）のうち出来形部分の割合に応じた額によりこれを買受ける。道の支払方法については、一括払い又は終了前の支払スケジュールに従った分割払（割賦支払利息を含む。）のいずれかを、道が選択する。

(2) 道が引渡し前の本施設等の敷地を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを事業者へ通知した場合には、事業者は、当該敷地を原状（更地）に回復した上で道に対して引渡す。この場合の費用は道が負担する。また、この場合においても道は前号記載の買受額を前号に従って事業者へ支払う。

3 第1項により本契約が解除された場合で、本施設等の全部又は一部が既に完成している場合その他前項以外の施設整備業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価Aの未払額（支払義務のある部分に限る。）を一括払又は終了前の支払スケジュールに従った分割払（割賦支払利息を含む。）のいずれか道の選択する方法により支払う。

4 第1項により本契約が解除された場合で、総括管理業務又は維持管理業務の一部が既に実施された場合、当該実施済み業務について道は、事業者に対し、当該実施済み業務に相当するサービス対価Bの未払額（支払義務のある部分に限る。）を終了前の支払スケジュールに従った方法により支払う。

5 第1項に基づき本契約を解除したことにより、第2項から第4項までに定める費用以外で道又は事業者が発生した本事業に係る費用又は損害の負担については、別紙12に従う。

第9章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第80条 不可抗力により本契約に基づく一部又は全部の義務が履行不能となった場合には、事業者は、本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び事業計画書に従った対応を行う。道又は事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(通知の付与)

第81条 事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく義務の一部又は全部が履行不能となった場合には、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに道に対して通知する。

2 事業者は、本契約に基づく自己の義務が履行不能となった場合には、前項の通知がなされた以降において、以降の期日における当該義務の履行義務を免れるものとし、道は当該業務に対応したサービス対価を支払わない。

(協議及び追加費用の負担)

第82条 道が事業者から前条第1項の通知を受領した場合には、道及び事業者は、本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、速やかに本施設等の設計、所有権移転日、本契約、事業計画書等の変更その他本事業の継続のために必要な事項について協議する。なお、この場合の追加費用又は損害の負担については別紙12に従う。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の金額等についての合意が成立しない場合には、道は、不可抗力への対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。

3 第1項の協議結果又は第2項の通知に基づき事業が継続される場合において、事業内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときは、道は当該減少に応じてサービス対価を減額する。

(不可抗力による契約の終了)

第83条 不可抗力により、事業の遂行に支障が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、道又は事業者は、相手方に書面による通知をすることにより、本契約を解除することができる。ただし、本条の規定と前条第2項の規定では、道による選択を優先させる。

2 前項により本契約が解除された場合の道及び事業者の債権債務については次項で定める費用又は損害の負担を除き第79条第2項から第4項までの定めに準じる。

3 第1項に基づき本契約を解除したことにより、前項で準用する第79条第2項から第4項までに定める費用以外で道又は事業者に発生した本事業に係る費用又は損害の負担については、別紙12に従う。

第10章 その他

(協議)

第84条 道又は事業者は、必要と認める場合には、適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対して協議を求めることができる。

(道による債務の履行)

第85条 本契約の締結後に道が本契約の規定に従い新たに債務の負担が生じた場合には、道は、必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行し、これを

支払う。道が当該債務を履行しない場合には、道の債務不履行として、道は当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、当該事象発生時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

（契約上の地位の譲渡）

- 第86条 道の事前の承諾がある場合を除き、事業者は、本契約上の地位及び権利義務並びに事業者の有する資産及び第三者に対する事業者の契約上の地位を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。事業者の株式又は新株予約権を発行し又は譲渡、担保提供その他の処分をしようとする場合も同様とする。なお、道による事前の承諾に際しては、事業者又は契約上の地位若しくは権利又は資産等の譲受人が本事業に支障となる行為を行わず、本事業の円滑な遂行がなされると認められる場合において、譲り受ける第三者からその旨を確約した書面が提出されることを承諾の是非を検討するにあたっての前提条件とする。ただし、道は、本事業に対して事業者が資金調達を行う場合においては、事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく承諾要請については合理的な理由なく承諾を拒否しない。
- 2 前項の承諾を求める場合、事業者は当該承諾を求める処分行為を規定した契約書その他の文書の写しを道に提出しなければならない。

（財務書類の提出）

- 第87条 事業者は、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3か月以内に、財務書類（会社法第435条第2項に定める計算書類）を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、道に提出しなければならない。なお、道は、当該監査済財務書類を公開することができる。

（秘密保持）

- 第88条 道及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の事業に関わる内容（以下本条において「秘密情報」という。）を、自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、請負人等又は自己の出資者並びに本事業に関し事業者に融資する金融機関及びその代理人（以下本条において「自己の役員、代理人、請負人、出資者等」という。）以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、道又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、道及び事業者は、以下の情報が秘密情報に含まれないことを確認する。
- （1）開示された当事者が秘密保持義務を負うことなく予め保有していた情報
 - （2）前項の違反によらずに公知となった情報
 - （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 3 事業者は、自己の役員、代理人、請負人、出資者等に秘密情報を開示する場合には、当該被開示者に対し、自らの責任で自己と同等の秘密保持義務を課す。

(個人情報の保護)

第89条 事業者は、本事業を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 事業者は、本事業を実施するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

3 事業者は、その使用する者が、本事業を実施するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

4 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 事業者は、本事業を実施するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、本事業の目的の範囲内で行うものとする。

6 事業者は、本事業を実施するため、道から提供された個人情報が記録された資料等を道の承諾なしに第三者に提供してはならない。

7 事業者は、本事業を実施するため、道から提供された個人情報が記録された資料等を、道の承諾なしに複製し、又は複製をしてはならない。

8 事業者は、本事業を実施するため、個人情報を取扱う組織体制や規律の整備、従業員の教育や監督、機器の管理等の適切な安全管理措置を講じなければならない。

9 事業者は、本事業を実施する際に、個人情報の漏えい等の事案が発生したときは、速やかに道へ報告するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

10 事業者は、本事業を実施するため、道から提供された個人情報が記録された資料等を、本事業終了後、速やかに道に返還するものとする。ただし、道が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

11 道は、事業者が本条に反していると認めたときは、本契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

12 道は、事業者が本条を遵守しているかどうかを確認するため、事業者に対し、年に一度、上記各項に掲げる事項の遵守状況等について、書面等により報告を求めるものとする。

(情報公開)

第90条 事業者は、本事業の実施にあたり作成し、又は取得した文書であって、事業者が管理しているものの公開については、情報公開規程等を定め、当該情報公開規程等により行う。

2 前項の情報公開規程等を定める（変更する場合を含む。）にあたっては、事業者は、道と協議しなければならない。

(知的所有権)

第91条 事業者は、本契約に定める義務の履行において、特許権等の知的所有権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。

2 本契約終了後、事業者は、道に対し、無償で設計図書等の使用を認める。なお、本契約終了後においても、事業者は、著作権人格権を道に対して行使しない。

(著作権等の侵害の防止)

第92条 事業者は、その作成又は調達設置する成果物及び関係書類（設計図書及び本施設等を含む。以下同じ。）が第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを道に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。係る著作権その他の権利の侵害に関して、道が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、道に対し、係る損害及び費用の全額を補償する。

（資料等の取扱い）

第93条 道は、事業者に対し、必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

2 事業者は、道から提供された本事業に関する資料等を本事業以外の用途に使用してはならない。

3 事業者は、道から提供された本事業に関する資料等を本事業の遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

4 道から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本事業遂行上不要となった場合には、事業者は、遅滞なくこれらを道に返還又は道の指示に従った処置を行う。

（出資者による保証）

第94条 事業者は、出資者による別紙10の様式による出資者保証書を、本契約締結と同時に道に提出しなければならない。

（事業者の解散）

第95条 事業者は、本契約に基づく義務をすべて履行した後でなければ、事業期間の終了後も解散することはできない。ただし、道が事前に承諾した場合においては、この限りではない。

（株式の発行及び処分等）

第96条 事業者は、株式の増資等資金調達計画の変更を行う場合には、その旨をあらかじめ道に通知し、承諾を得なければならない。

2 事業者への出資者が事業者の株式について、譲渡、担保設定その他の処分を行う場合には、事業者は、譲受人等を明らかにした上でその旨を道に通知し、承諾を得なければならない。道は、本事業に対して事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく事業者の株式に対する担保設定については合理的な理由なく承諾を拒否しない。

（付保すべき保険）

第97条 事業者は、別紙11に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめ、当該保険に係る保険証券の写しを道に提出する。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、事業者の責任において更新されな

ればならず、更新の都度、保険証券の写しを道に提出する。なお、事業者が保険に質権等の私権の設定を行う場合には、事前に道に対してその旨を通知し、承諾を得なければならない。道は、本事業に対して事業者に融資を実行する融資者の要求に基づく事業者の保険に対する担保設定については合理的な理由なく承諾を拒否しない。

(融資者との協議)

第98条 道は、必要に応じて、本事業に関して、事業者に融資を実行する融資者との間において、道が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また、契約を終了させる際の融資者への事前通知、協議等に関する事項につき協議して定めることができる。

第11章 雑 則

(請求、通知等の様式その他)

第99条 本契約に定める請求、通知等は、相手方に対して書面をもって行われなければならない。

2 本契約の履行に関して、道及び事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に規定するところによる。

(法令遵守等)

第100条 事業者は、本契約に従い、法令、条例、関連要綱等を遵守し、本事業を実施しなければならない。

2 本事業に際しては、道及び事業者ともに信義誠実の原則に従い、双方協力して実施しなければならない。

(準拠法)

第101条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第102条 本契約に関する紛争は、第一審について札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とし、道及び事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第103条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、道及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。

別 紙

- 別紙 1 用語の定義
- 別紙 2 日程表
- 別紙 3 事業概要
- 別紙 4 基本設計完了に伴って提出すべき図書
- 別紙 5 実施設計完了に伴って提出すべき図書
- 別紙 6 サービス対価の算定、支払い及び改定方法
- 別紙 7 完成検査に伴う提出図書
- 別紙 8 目的物引渡書様式
- 別紙 9 モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等
- 別紙 10 出資者保証書
- 別紙 11 付保すべき保険
- 別紙 12 不可抗力又は法令変更による追加費用又は損害の負担
- 別紙 13 保証書

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- 1 「維持管理企業」とは、事業者から維持管理業務を請け負い又は受託する●をいう。
- 2 「維持管理業務」とは、別紙3の6に示した維持管理業務をいう。
- 3 「維持管理業務期間」とは、維持管理業務の開始日から契約終了までをいい、具体的には、本施設等については令和12年6月1日から令和26年3月31日又は期間途中で本契約が解除若しくは解約によって終了する日又は延長された期間が終了するまでの期間、その他施設については令和12年4月1日から令和26年3月31日又は期間途中で本契約が解除若しくは解約によって終了する日又は延長された期間が終了するまでの期間をいう。
- 4 「請負人等」とは、本事業について事業者との契約により、本事業の一部又は全部を事業者から請け負い、又は受託した者をいう。
- 5 「外構」とは、新庁舎の外構をいう。
- 6 「解体期間」とは、事業者が解体対象施設の解体業務を行う期間をいい、具体的には本施設1及び本施設2の建設状況に応じ事業者が解体業務に着手した日から解体敷地引渡予定日まで又は本契約に基づいて変更された場合は変更された期間をいう。
- 7 「解体業務」とは、別紙3の3に示した業務をいう。
- 8 「解体工事」とは、解体業務に関する一切の工事をいう。
- 9 「解体敷地」とは、解体業務の対象となる北海道旭川市6条通10丁目2231及び北海道旭川市住吉7条1丁目3番1号の敷地をいい、詳細は要求水準書に示す。
- 10 「解体敷地引渡予定日」とは、第39条に基づき事業者が道に対して解体敷地を引き渡すべき日であり、具体的には令和13年3月31日又は本契約において変更された場合は変更された日をいう。
- 11 「解体対象施設」とは、解体敷地内に所在する現旭川中央警察署庁舎等及び旭川方面本部住吉庁舎をいい、詳細は要求水準書に示す。
- 12 「完成図書」とは、建設業務及び解体業務完了時に、事業者が作成する別紙7に記載する図書をいう。
- 13 「協力企業」とは、構成企業でない者で、本契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者より直接受託し又は請け負う者をいう。
- 14 「業務計画書（設計）」とは、第12条に基づいて事業者が道に対して提出する本施設等の設計の工程を示した計画書をいう。
- 15 「月例業務報告書」とは、事業者が業務を行った翌月10日までに作成し、道に提出する総括管理業務及び維持管理業務に関する報告書をいう。
- 16 「建設企業」とは、事業者から建設業務を請け負う●をいう。
- 17 「建設業務」とは、別紙3の2に示した業務をいう。
- 18 「建設工事」とは、建設業務に関連する一切の工事をいう。

- 19 「工事監理企業」とは、事業者から工事監理に係る業務を請け負う●をいう。
- 20 「工事監理業務」とは、別紙3の4に示した業務をいう。
- 21 「構成企業」とは、事業者への出資者であり、本契約で事業者が実施すべき業務の一部を事業者より直接受託又は請負う者をいう。
- 22 「サービス対価」とは、本事業を通じて事業者が提供するサービスに対して、道が行う支払のことをいう。
- 23 「事業期間」とは、本契約について道議会の議決のあった日から本契約の終了する日までの期間をいう。
- 24 「事業計画書」とは、第50条第1項に基づいて事業者が道に対して提出する業務計画書及び長期修繕計画等を総称していう。
- 25 「事業者」とは、●をいう。
- 26 「事業対象地」とは、設計・建設業務の対象となる北海道旭川市7条通10丁目及び北海道旭川市2条通25丁目の敷地をいい、詳細は要求水準書に示す。
- 27 「事業提案書」とは、構成企業及び協力企業が入札説明書等の規定に従い、道に対して提出した本事業に関する提案書（当該提案書に対する道からの質問への回答を含む。）をいう。
- 28 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、事業期間の初年度については、事業期間の初日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 29 「事業報告書」とは、事業者が各事業年度終了後30日以内に作成し、道に提出する総括管理業務及び維持管理業務に関する報告書をいう。
- 30 「施設整備業務」とは、設計業務、建設業務、解体業務及び工事監理業務を総称していう。
- 31 「什器備品」とは、第25条に基づいて調達設置される物をいい、建物に固定されない家具、備品等を含む。
- 32 「出資者」とは、事業者への出資者のことをいう。
- 33 「新庁舎」とは、設計・建設業務によって整備される旭川中央警察署庁舎及び旭川方面本部分庁舎を総称していう。
- 34 「施工計画書」とは、第17条に基づいて事業者が道に対して提出する建設業務に関する計画書をいう。
- 35 「施工承諾申請図書」とは、第17条に基づいて事業者が道に対して提出する各工程に関する以下の書類を総称していう。
- (1) 施工承諾申請図書一覧表
 - (2) 建築及び設備機器詳細図
 - (3) 施工要領書
 - (4) 検査要領書
 - (5) 計算書、検討書
 - (6) 打合せ議事録

(7) その他必要事項

- 3 6 「設計企業」とは、事業者から設計業務を請け負う●をいう。
- 3 7 「設計業務」とは、とは、別紙3の1に示した設計業務をいう。
- 3 8 「設計・建設期間」とは、令和8年3月から令和12年5月31日までの期間（ただし、本施設1については、令和12年5月31日までに整備し、外構等及び公用車車庫は、現旭川中央警察署庁舎等を解体後、令和14年1月31日までに整備する。本施設2については、令和12年5月31日までに整備し、外構等は令和13年1月31日までに整備する。）をいい、それぞれ本契約に基づいて変更された場合は変更された日までの期間を含む。
- 3 9 「設計・建設業務」とは、設計業務、建設業務及び工事監理業務を総称していう。
- 4 0 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書を総称していう。
- 4 1 「総括管理企業」とは、事業者から総括管理業務を請け負う●をいう。
- 4 2 「総括管理業務」とは、別紙3の5に示した総括管理業務をいう。
- 4 3 「その他施設」とは、本事業において維持管理される旭川方面本部総合庁舎及び旭川運転免許試験場をいう。
- 4 4 「道」とは、北海道をいう。
- 4 5 「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して道が作成し、公表又は配布した入札説明書、要求水準書及びその際の公表資料又は配布資料並びに道の質問回答書及びその際の公表資料又は配布資料の総称をいう。
- 4 6 「引渡予定日」とは、事業者が道に対して新庁舎を引き渡すべき日であり、具体的には令和12年5月31日又は本契約において変更された場合は変更された日をいう。
- 4 7 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、感染症、騒乱、暴動、戦争、テロその他道及び事業者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上あるいは社会通念上要求される一切の注意や予防方法を講じても、損害を防止できないものをいう。また、本施設等及びその他施設に直接物理的に影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含む。
- 4 8 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令、行政指導、ガイドライン等のうち本事業に関して法的拘束力を有するものをいう。
- 4 9 「本契約」とは、本事業の実施について、道と事業者の間で締結する旭川中央警察署庁舎等整備事業契約をいう。
- 5 0 「本件日程表」とは、別紙2に記載された日程表をいう。
- 5 1 「本事業」とは、旭川中央警察署庁舎等整備事業をいう。
- 5 2 「本施設1」とは、本事業において設計・建設され、維持管理される旭川中央警察署庁舎、公用車車庫及び外構等をいう。
- 5 3 「本施設2」とは、本事業において設計・建設され、維持管理される旭川方面本部分庁舎及び外構等をいう。
- 5 4 「本施設等」とは、本施設1及び本施設2を総称していう。

- 5 5 「モニタリング」とは、事業者が入札説明書及び事業提案書に定められた業務内容及びサービス水準を達成しているかどうかを確認することをいう。
- 5 6 「要求水準」とは、要求水準書で規定する、事業者が本事業を行うに際して達成することが必要となる水準をいう。
- 5 7 「要求水準書」とは、本事業に関し道が作成し、令和 7 年 4 月 8 日付けで公表又は配布した入札説明書に添付された要求水準書（その後の変更を含む。）をいう。

別紙 2 日程表

本事業の事業日程は、以下のとおりとする。

本契約の締結	令和 8 年 3 月
先行解体工事完了期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
設計・建設期間	令和 8 年 3 月～令和 1 2 年 5 月 3 1 日 ただし、本施設 1 については、旭川中央警察署庁舎を令和 1 2 年 5 月 3 1 日までに整備し、外構等及び公用車車庫は、現旭川中央警察署庁舎等を解体後、令和 1 4 年 1 月 3 1 日までに整備する。本施設 2 については、令和 1 2 年 5 月 3 1 日までに整備し、外構等は令和 1 3 年 1 月 3 1 日までに整備する。
解体期間	本施設 1、本施設 2 の建設状況に応じ適切な時期に着手のうえ、令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
什器備品の搬入設置完了確認期限	令和 1 2 年 5 月 3 1 日
新庁舎の引渡予定日	令和 1 2 年 5 月 3 1 日
総括管理業務期間	令和 1 2 年 4 月 1 日～令和 2 6 年 3 月 3 1 日
維持管理業務期間	本施設等：令和 1 2 年 6 月 1 日～令和 2 6 年 3 月 3 1 日 その他施設：令和 1 2 年 4 月 1 日～令和 2 6 年 3 月 3 1 日
本施設等の供用開始	令和 1 2 年 8 月 1 日予定（道が別途決定する）

別紙３ 事業概要

(第４条及び第６１条関係)

本事業における事業者の業務内容は以下のとおりとする。

１ 設計業務

測量、地質調査等

その他調査、届出、申請等

基本設計

実施設計

その他業務

２ 建設業務

工事（駐車場、外構含む）

事前協議、申請、届出、検査等

その他業務（建物への保険付保等）

什器備品の調達、設置

工事完了の検査等

３ 解体業務

解体に必要となる各種調査

解体設計

その他業務

解体及び撤去工事

事前協議、申請、届出、検査等

４ 工事監理業務

工事監理

５ 総括管理業務

準備業務（施設・設備の準備及び物品等の調達、その他施設の引継ぎ等）

日常管理業務（管理業務全般の指揮・管理・監督、連絡調整、従業員の管理等）

その他の管理業務（来庁者及び職員等の安全に関する業務等）

セルフモニタリング（自己監査）（事業内容の履行状況の確認等）

６ 維持管理業務

維持管理業務は、本施設等及びその他施設を対象とする。

建物保守・点検業務（保守、点検及び環境衛生管理）

建物設備保守・点検業務（運転・監視、点検等）

清掃業務（日常・定期清掃等）

修繕・更新業務（長期修繕計画の作成及び更新、修繕・更新等）

別紙 4 基本設計完了に伴って提出すべき図書

(第 14 条関係)

基本設計完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途道が指示する。なお、図面・資料等については提案内容、計画内容及び道との協議等により適宜追加するものとする。

業務	成果物			仕様・部数		
				原図	製本	CD-R
基本設計	基本設計図書	共通図	表紙	A3	A3 二つ折り	2 枚 (正・副) (*1)
			案内図			
			基本計画説明図			
			面積表			
			その他必要な図面			
		建築図等	建築計画概要書			
			配置図			
			各階平面図			
			動線計画			
			各面立面図			
			断面図			
			仕上げ表			
			各諸室面積表			
			その他必要な図面			
		電気設備図等	電気設備設計概要書			
			配置図			
			各設備系統図			
			各階平面図			
			各室必要設備諸元表			
			その他必要な図面			
		機械設備図等	機械設備設計概要書			
			配置図			
			各設備系統図			
			各階平面図			
			各室必要設備諸元表			
			その他必要な図面			
		説明資料	意匠計画書			
			構造設計概要書			
			ランニングコスト計算			
			設備負荷計算書			
			環境対策検討書			
			法的検討書			
			採用設備計画比較検討書（空調方式、受変電設備等）			
			近隣対策検討書（必要な電波障害机上検討、日影検討等）			
			工事計画書（建設計画、工程計画、解体計画、仮設計画）			
			概算工事費内訳書			
			その他必要な書類等			
その他資料	各種技術資料	適宜	—			
	各種議事録	A4				
	その他	適宜				
成果物			仕様・部数			
透視図	鳥瞰パース	適宜	額入り	2 枚 (正・副) (*1)		
	アイレベル 2 面以上（ファサードパース必須）					

*1 容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図については CAD データ（JWW・PDF）及び画像データとする。

別紙 5 実施設計完了に伴って提出すべき図書

(第 14 条関係)

実施設計完了に伴って提出すべき図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途道が指示する。なお、図面・資料等については提案内容、計画内容及び道との協議等により適宜追加するものとする。

業務	成果物			仕様・部数		
				原図	製本	CD-R
実施設計	実施設計図	共通図	表紙	A1	A1 二つ折り A3 二つ折り	2 枚 (正・副)
			図面リスト			
			特記仕様書			
			案内図			
			配置図			
			面積表			
			求積図			
			法的説明図			
			工事区分表			
			仮設計画図			
			平均地盤面算定図			
			現況測量図			
			真北測量図			
			その他必要な図面			
		建築設計図	仕上表			
			各階平面図			
			各面立面図			
			断面図			
			矩計図			
			詳細図			
			展開図			
			各階天井伏図			
			建具表			
			工作物等詳細図			
			その他必要な図面			
		構造設計図	基礎、杭伏図			
			基礎梁伏図			
			各階伏図			
			軸組図			
			断面リスト			
			基礎配筋図			
			各部配筋図			
			その他必要な図面			
		電気設備設計図	受変電設備図			
			自家用発電設備図			
			雷保護設備図			
			強電設備図			
			弱電設備図			
			太陽光発電設備図			
			電波障害対策図			
			その他必要な図面			
		機械設備設計図	給排水衛生等設備図			
			空調調和等設備図			
			昇降機設備図			
			その他必要な図面			

業務	成果物			仕様・部数				
				原図	製本	CD-R		
実施設計	実施設計図	解体工事設計図	配置図	A1	A1 二つ折り	2枚 (正・副)		
			位置図					
			平面図					
			断面図					
			仕上表等					
			その他必要な図面					
		外構設計図	外構平面図				A4	A3 二つ折り
			縦横断面図					
			各部詳細図					
			舗装平面図					
		その他必要な図面						
		その他	その他必要な資料等					
	その他資料	積算関係	工事内訳明細書	A4	—	2枚 (正・副)		
			積算数量調書					
			その他必要な資料等					
			積算調書					
		設計計算書	※数量は公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に従って算出する。	A4	—			
			構造計算書					
			雨水排水量計算書					
			電気設備設計計算書					
			機械設備設計計算書					
			省エネ計画書					
			ランニングコスト計算書					
		設計説明書等	その他必要な計算書					
			施工手順書					
			リサイクル計画書					
			法的検討書					
	その他提案内容により必要となる説明書等							
	各種技術資料		適宜	—				
	打合せ議事録		A4	—				
	その他	その他必要な資料等	適宜	—				
	成果物			仕様・部数				
	透視図	鳥瞰図		適宜	額入り	2枚 (正・副) (※1)		
		外観図						
		内観図						
	模型又は 3D動画	模型		アクリルケース		1式		
		3D動画		CD-R又はDVD-R		1枚		

*1 容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図についてはCADデータ（JWW・PDF）及び画像データとする。

別紙6 サービス対価の算定、支払い及び改定方法

(第33条、第39条、第60条～62条、第71条～第73条及び第79条関係)

※本契約の締結時に「入札説明書 別添資料4」を添付する。

別紙 7 完成検査に伴う提出図書

(第 30 条関係)

完成検査時の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途道が指示する。なお、図面・資料等については提案内容、計画内容及び道との協議等により適宜追加するものとする。

業務	成果物	仕様・部数	
		製本	CD-R
完成図書等	竣工図	A1 二つ折り A3 二つ折り	2 枚 (正・副) (*1)
	竣工図縮小版		
	施工図		
	工事工程写真	A4	
	工事完成通知書	A4	
	完成写真	A4	
	打合せ記録簿	A4	
	要求水準確認表	適宜	
	長期計画修繕計画	適宜	
	財産台帳付属図面	B4	
	建築物等の利用に関する説明書	適宜	
	各種取扱説明書	適宜	
	各種保証書	適宜	
	完成検査調書	適宜	
	各種試験成績書	適宜	
	その他必要な届出等資料	適宜	
	その他指示する図書	適宜	

*1 容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図については CAD データ (JWW・PDF) 及び画像データとする。

別紙 8 目的物引渡書様式

(第 25 条及び第 31 条関係)

目的物引渡書

令和 年 月 日

北海道警察本部長 殿

事業者 住 所
名 称
代表者

事業者は、以下の施設を、旭川中央警察署庁舎等整備事業における事業契約書第 25 条の規定に基づき、引き渡します。

工 事 名		
工 事 場 所		
施 設 名 称		
引 渡 年 月 日		
立 会 人	北海道	
	事業者	

【 事業者名 】 様

上記引渡年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

北海道

北海道警察本部長

別紙 9 モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続き等

(第 6 3 条及び第 6 4 条関係)

※本契約の締結時に「入札説明書 別添資料 5」を添付する。

別紙 10 出資者保証書

(第 9 4 条関係)

令和 年 月 日

北海道警察本部長

殿

出資者保証書

北海道（以下「道」という。）及び〔事業者〕（以下「事業者」という。）との間において、本日付けで締結された旭川中央警察署庁舎等整備事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、道に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとする。

記

- 1 事業者が、令和〇年〇月〇日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち、〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、及び〔 〕株を〔 〕が、それぞれ保有していること。
- 3 当社らは、道の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
- 4 事業者が本事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を道に対して書面により通知し、道の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書のうち係る担保に関連する条項部分の写しをその締結後速やかに道に対して提出すること。
- 5 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、道の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、道の事前の書面による承諾を得て行うこと。

(保証人)	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

別紙 1 1 付保すべき保険

(第 4 7 条、第 5 6 条及び第 9 7 条関係)

事業者が付保すべき保険の内容は、提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。また、その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により付保するものとする。

1 建設工事の期間中の保険

(1) 建設工事保険（これに準じるものを含む。）

建設工事保険…建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含める。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (ア) 保険契約者 | 事業者又は建設企業 |
| (イ) 被保険者 | 事業者、建設企業、道を含む |
| (ウ) 保険の対象 | 本施設等の建設工事 |
| (エ) 保険期間 | 建設工事の期間 |
| (オ) 保険金額（補償額） | 工事完成価額（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (カ) 補償する損害 | 水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害 |

(2) 第三者賠償責任保険（これに準じるものを含む。）

- | | |
|---------------|---|
| (ア) 保険契約者 | 事業者又は建設企業 |
| (イ) 被保険者 | 事業者、建設企業、道を含む |
| (ウ) 保険期間 | 工事期間 |
| (エ) 保険金額（補償額） | 対人 1 億円／1 名以上かつ 1 0 億円／1 事故以上
対物 1 億円／1 事故以上 |
| (オ) 免責金額 | 5 万円／1 事故以下 |

※事業者又は建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを遅滞なく道に提出する。事業者又は建設企業は、道の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。事業者又は建設企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 維持管理業務期間中の保険

(1) 施設賠償責任保険及び請負業者賠償責任保険（これに準じるものを含む。）

施設賠償責任保険：

施設の所有、使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

請負業者賠償責任保険：

維持管理・保守点検、メンテナンスの欠陥に起因して発生した第三者賠償損害（主として施設等管理財物自体）に対する請負業者の負うべき法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

- | | |
|-----------------|---|
| (ア) 保険契約者 | 事業者又は維持管理企業 |
| (イ) 被保険者 | 事業者、維持管理企業、道を含む |
| (ウ) 保険の対象 | 本施設等及びその他施設 |
| (エ) 保険期間 | 維持管理業務期間（毎年度更新することでもよい。） |
| (オ) てん補限度額（補償額） | 対人 1 億円／1 名以上かつ 1 0 億円／1 事故以上
対物 1 億円／1 事故以上 |
| (カ) 免責金額 | 5 万円／1 事故以下 |

※事業者又は維持管理企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを遅滞なく道に提出する。事業者又は維持管理企業は、道の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

前記各保険以外の保険

前記各保険以外に、事業提案書において事業者により付保することとされた保険については、原則として事業提案書に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ道と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに道に提出しなければならない。

別紙 1 2 不可抗力又は法令変更による追加費用又は損害の負担

(第 7 8 条、第 7 9 条、第 8 2 条及び第 8 3 条関係)

1 不可抗力による追加費用又は損害の負担

(1) 設計・建設業務

不可抗力に起因して設計・建設業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、別紙 6 記載のサービス対価 A の総額のうち、サービス対価 A-3-1 及び A-3-2 の総額に相当する額を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額に相当する額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道がこの超過部分を負担する。

(2) 解体業務

不可抗力に起因して解体対象施設の解体業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、別紙 6 記載のサービス対価 A-3-1 及び A-3-2 の総額に相当する金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道がこの超過部分を負担する。

(3) 総括管理業務及び維持管理業務

不可抗力に起因して総括管理業務及び維持管理業務に関して道若しくは事業者が負担した追加費用又は道若しくは事業者が被った損害に相当する金額が、一事業年度につき、別紙 6 記載のサービス対価 B の（ただし、第 6 0 条による減額を考慮しない金額とする。）当該事業年度における支払総額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 1 に相当する額までは事業者が負担し、100 分の 1 を超える部分については道が負担する。

2 法令変更による追加費用又は損害の負担

- (1) ① 本事業に類型的若しくは特別に影響を及ぼす法令変更により生じた追加費用及び損害については、道が負担する。なお、本別紙において「本事業に類型的若しくは特別に影響を及ぼす法令」とは、特に本施設等及び本施設等類似の施設の設計、建設及び維持管理に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税、消費税類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）を除く。）及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

- ② ①で定める以外の法令変更により生じた追加費用及び損害については、事業者の負担とする。

- (2) 法令の変更の解釈につき、道と事業者の間で疑義が生じた場合には、両方で協議する。

3 保険との関係

法令変更又は不可抗力により、道又は事業者に追加費用又は損害が生じたことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は道が負担すべき額から控除し、事業者が負担する。

4 複数の事由が発生した場合の措置

不可抗力、法令変更に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用及び損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、設計・建設業務及び解体業務においては同業務全体における累計で、総括管理業務及び維持管理業務においては当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

別紙 1 3 保証書

(第 3 2 条関係)

北海道警察本部長 殿

保証書 (案)

請負人等（以下「保証人」という。）は、旭川中央警察署庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が北海道（以下「道」という。）との間で、令和 8 年 3 月●日付けで締結した旭川中央警察署庁舎等整備事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が道に対して負担する本保証書第 1 条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。

(保証)

第 1 条 保証人は、事業契約第 3 2 条第 1 項（第 3 9 条第 3 項に基づき準用する場合を含む。）に基づく事業者の道に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

(通知義務)

第 2 条 道は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、道による通知の内容に従って、当然に変更される。

(履行の請求)

第 3 条 道は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、道が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 3 0 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。道及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上決定する。

3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 3 0 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の道に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、札幌地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに記名押印し、1部を道に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 年 月 日

(保証人)	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印